

第121回定時株主総会決議ご通知

本日開催の当社第121回定時株主総会において下記のとおり報告および決議されましたのでご通知いたします。

記

1. 株主総会開催日時 2021年6月28日（月曜日）午前10時
2. 報告事項 第121期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
上記内容を報告いたしました。

3. 決議事項の内容

第1号議案 取締役9名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、時田 隆仁、古田 英範、磯部 武司、山本 正巳、向井 千秋、阿部 敦、古城 佳子、スコット キャロンおよび佐々江 賢一郎の9氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、取締役 向井 千秋、阿部 敦、古城 佳子、スコット キャロンおよび佐々江 賢一郎の5氏は社外取締役です。

第2号議案 監査役1名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、広瀬 陽一氏が監査役に選任され、就任いたしました。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、難波 孝一氏が補欠監査役に選任されました。なお、補欠監査役 難波 孝一氏は社外監査役の要件を満たしております。

第4号議案 取締役に対する金銭報酬の額改定の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、取締役の金銭報酬の上限額は年額12億円以内（うち社外取締役分は年額1.5億円以内）となりました。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額および具体的な内容改定の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、取締役の金銭報酬の上限額とは別に、業績連動型株式報酬制度（本制度）に係る業務執行取締役の報酬額は年額12億円以内、割当てる当社株式の総数は年7.5万株以内となりました。また、本制度の具体的な内容は別紙のとおりです。

以上

役員人事について

本總會終結後に開催されました臨時取締役会および臨時監査役会において、代表取締役その他の役付取締役、取締役会議長および常勤監査役の選定が行われ、役員体制は以下のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

代表取締役社長 時 田 隆 仁

代表取締役副社長 古 田 英 範

取 締 役
執行役員専務 磯 部 武 司

取 締 役
シニアアドバイザー 山 本 正 巳

取 締 役 向 井 千 秋

取 締 役
取締役会議長 阿 部 敦

取 締 役 古 城 佳 子

取 締 役 スコット キャロン

取 締 役 佐々江 賢一郎

常 勤 監 査 役 広 瀬 陽 一

常 勤 監 査 役 山 室 惠

監 査 役 初 川 浩 司

監 査 役 幕 田 英 雄

業績連動型株式報酬制度の具体的な内容について

(1) 制度の概要

当社は、業務執行取締役に対して、あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3事業年度）および業績目標を提示します。そして、業績達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の当社株式を事業年度毎および業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して本制度の対象者の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、対象者毎にその合計株式を割当てます。このとき、業務執行取締役には割当株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、業務執行取締役は、この金銭報酬債権を、割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額および割当株式数の上限

業務執行取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の報酬額の上限は、年額12億円以内とし、割当てる当社株式の総数は年7.5万株以内とします。

(3) 業績達成水準の指標および係数

当社の連結決算における売上収益と営業利益を指標として、あらかじめ定めた業績目標に対する業績達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。

(4) 1株当たりの払込金額

本制度における業務執行取締役に割当てられた当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

(5) 金銭報酬債権の支給および当社株式の割当てに関する条件

業績判定期間が終了し、業績判定期間中に業務執行取締役が継続して本制度の対象者の地位にあったことを条件として、各業務執行取締役に対して金銭報酬債権を支給し、その全部を現物出資させることで、各業務執行取締役に当社株式を割当てます。ただし、本制度の対象となる業務執行取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、業績判定期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合は、当社取締役会は、割当株式の数および割当ての時期を、必要に応じて合理的に調整します。

(6) その他

組織再編時等における本制度の取扱い、基準株式数に関する株式分割または株式併合時の取扱いその他本制度の詳細は、取締役会の決議をもって定めております。

以上